

KANAZAWA DIGITAL STRATEGY

金沢市デジタル戦略
|| 資料編 ||

金沢市
令和3年3月 策定

目次

1. 本市の現状と課題	1
2. デジタル化に関する社会的背景	2
3. インターネット利用者の割合の推移	3
(1) インターネット利用者の割合の推移	3
(2) 年齢階層別インターネット利用者の割合の推移	3
(3) 年齢階層別インターネット利用端末の種類	4
(4) 年齢階層別スマートフォン保有率の推移	5
(5) 年齢階層別インターネットSNSを利用する割合の推移	5
4. コロナ禍以前におけるデジタル化	6
(1) 国のデジタル化動向	6
(2) 本市の取組状況	8
5. 新型コロナウィルス感染症対策とデジタル化	9
6. コロナ禍における国・地方のデジタル化動向	10
7. 戦略の策定経緯	11
8. 用語説明	12

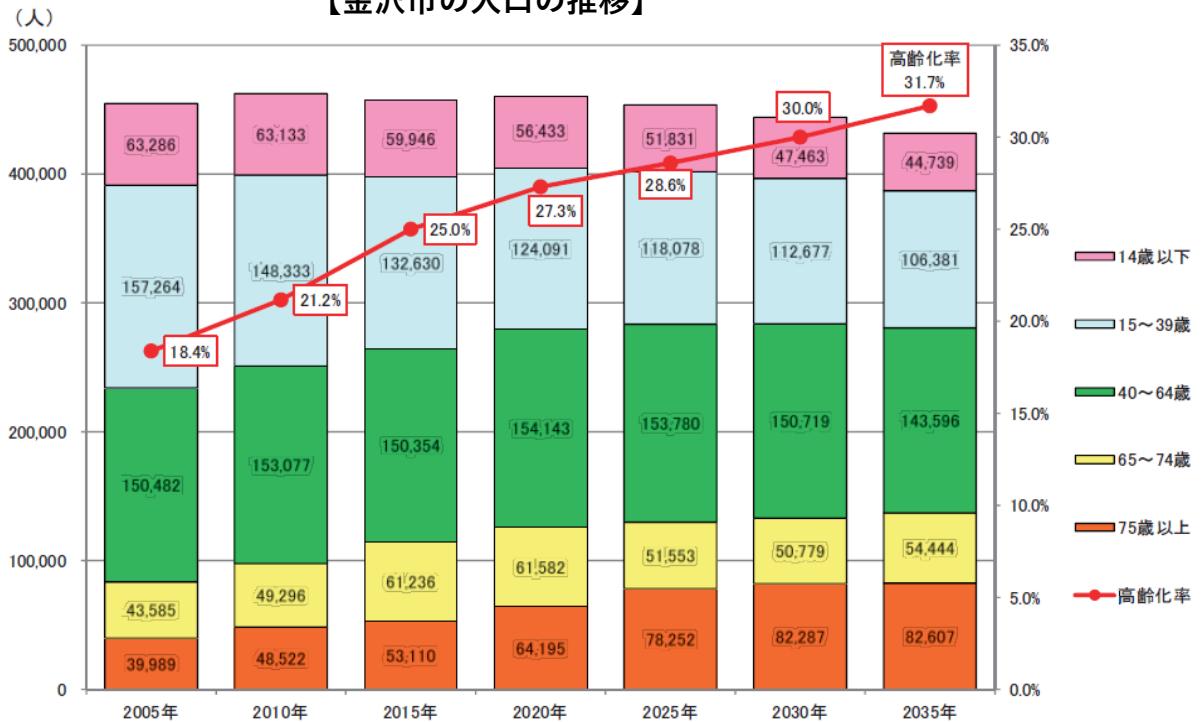
我が国の人口は2004年の約1億2,800万人をピークに減少に転じ、2050年には、ピークより3,000万人以上少ない約9,500万人になることが予測されており、総人口に占める65歳以上の割合である高齢化率は、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる2025年には、約30%に達すると予測されている。

人口減少・少子高齢化社会では、働き手が大幅に減少する。2015年時点で約7,600万人いた生産年齢人口（15歳から64歳まで）は、2050年には、2015年時点の約3分の2になると予測されている。

2015年国勢調査の結果によると、本市の人口は、465,699人であるが、2040年には現在より約5万人減少すると推計されている（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成25年3月）による）。

こうした状況において、行政サービス分野においても働き手の減少は深刻化することが予想される。限られた職員や財源で必要な行政サービスを維持しつつ、女性の活躍推進等を含む多様性のある社会への対応やアフターコロナの新たな生活様式に対応していくためには、デジタル技術により既存の行政サービスや働き方を抜本的に改革し、利用者の多様なライフスタイルに寄り添える地域社会の実現を早急に目指していく必要がある。

【金沢市の人口の推移】



資料：2015年以前は国勢調査による実数

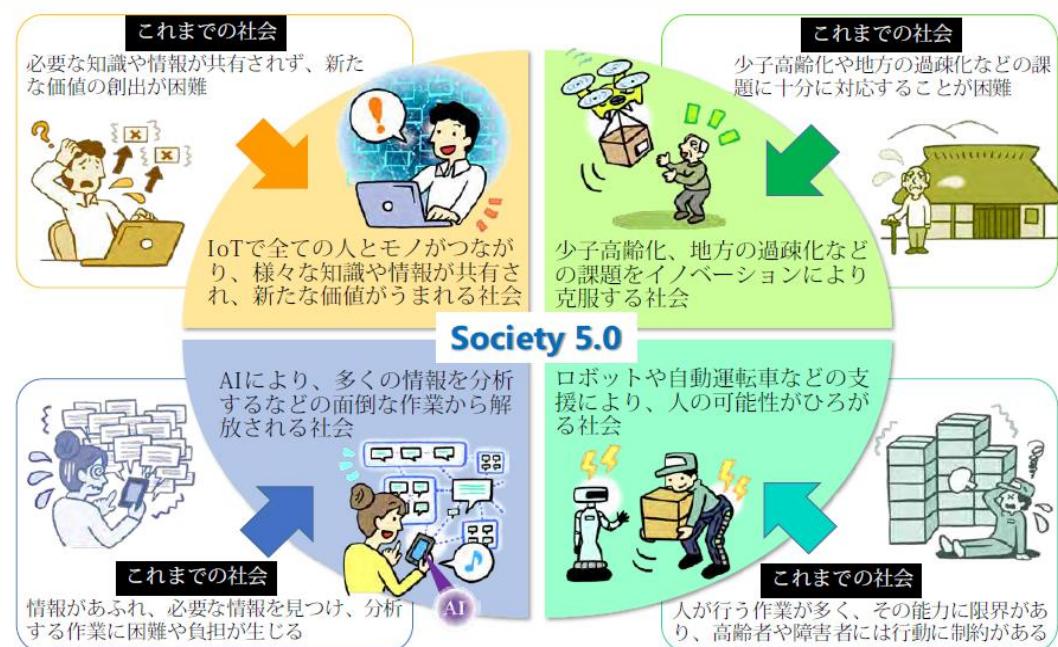
2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」による推計を用いたもの（2013年3月推計）

出典：金沢市健康プラン2018

インターネットや携帯電話、スマートフォンの普及は、社会・経済に大きな変化をもたらしたが、これらのデジタル基盤整備やデジタル技術活用を通して、サイバー空間と現実世界が高度に融合する時代が始まろうとしている。このような時代を「Society5.0」と呼び、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会とされている。

Society 5.0で実現する社会は、IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服し、また、人工知能（AI）等により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服され、社会の変革（イノベーション）を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合あえる社会、一人一人が快適で活躍できる社会となることが期待されている。

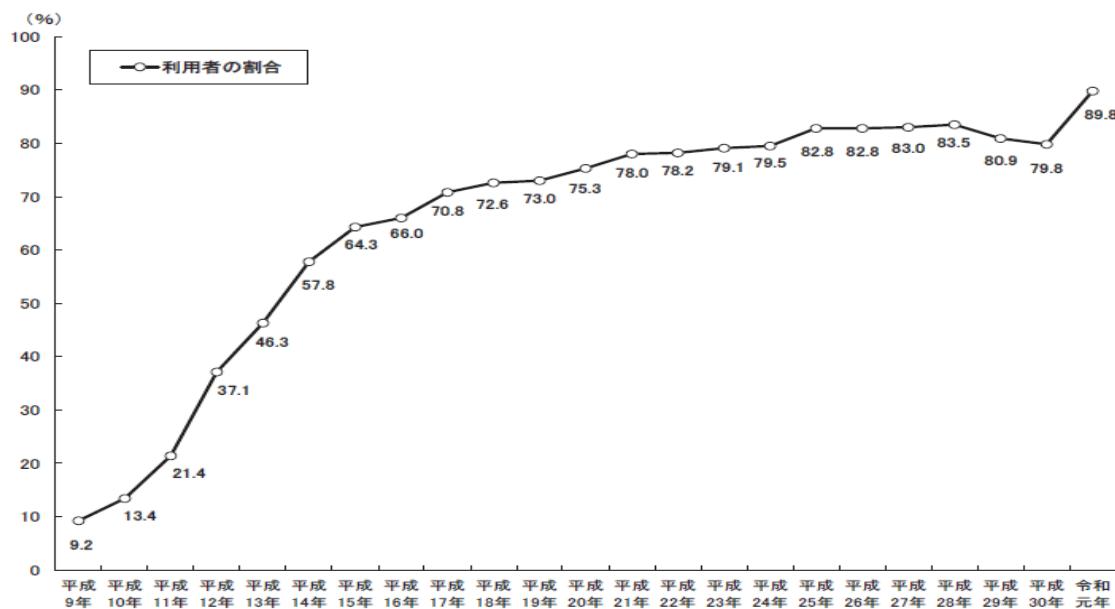
Society 5.0で実現する社会



Society 5.0 「科学技術イノベーションが拓く新たな社会」 説明資料（内閣府）より抜粋

(1) インターネット利用者の割合の推移

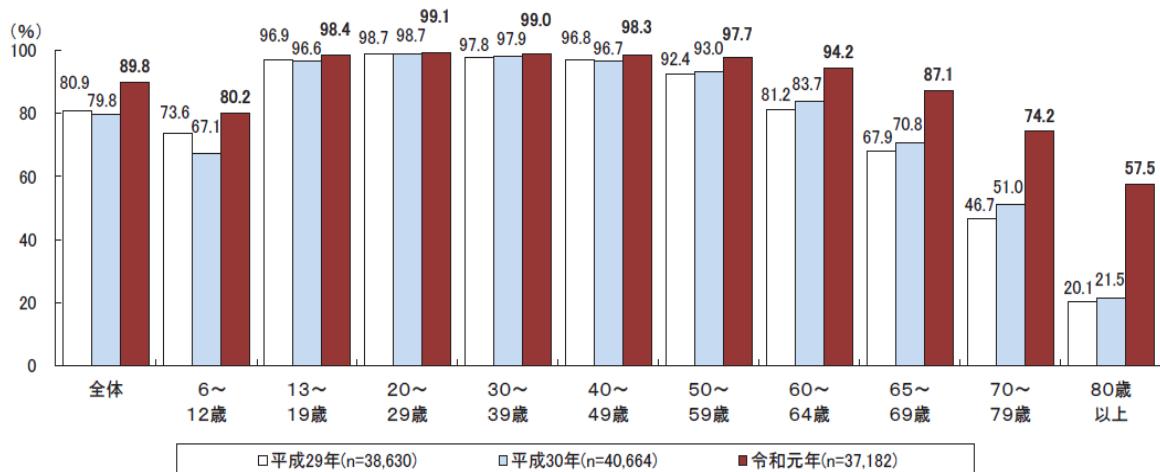
インターネット利用者の割合は、平成21年からほぼ微増傾向であったが、令和元年に急上昇している。



【出典】令和元年通信利用動向調査報告書 インターネット利用者の割合の推移

(2) 年齢階層別インターネット利用者の割合の推移

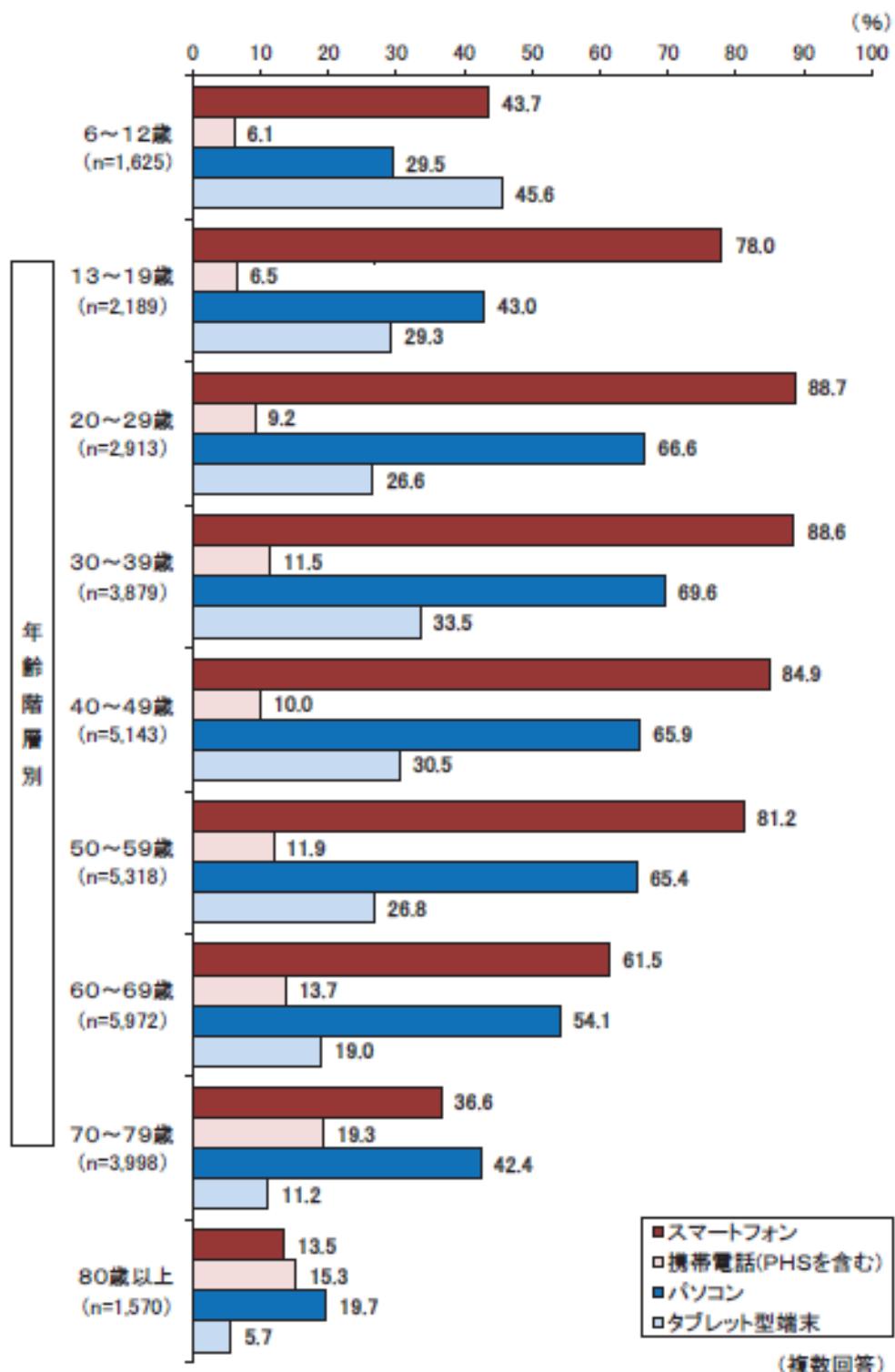
インターネット利用者の伸びを年齢階層別にみた場合、60歳以上の高齢者の利用率が急激に伸びている。特に、80歳以上の高齢者の利用率が、3倍近く伸びている。



【出典】令和元年通信利用動向調査報告書 個人のインターネット利用者の割合の推移（年齢階層別）

(3) 年齢階層別インターネット利用端末の種類

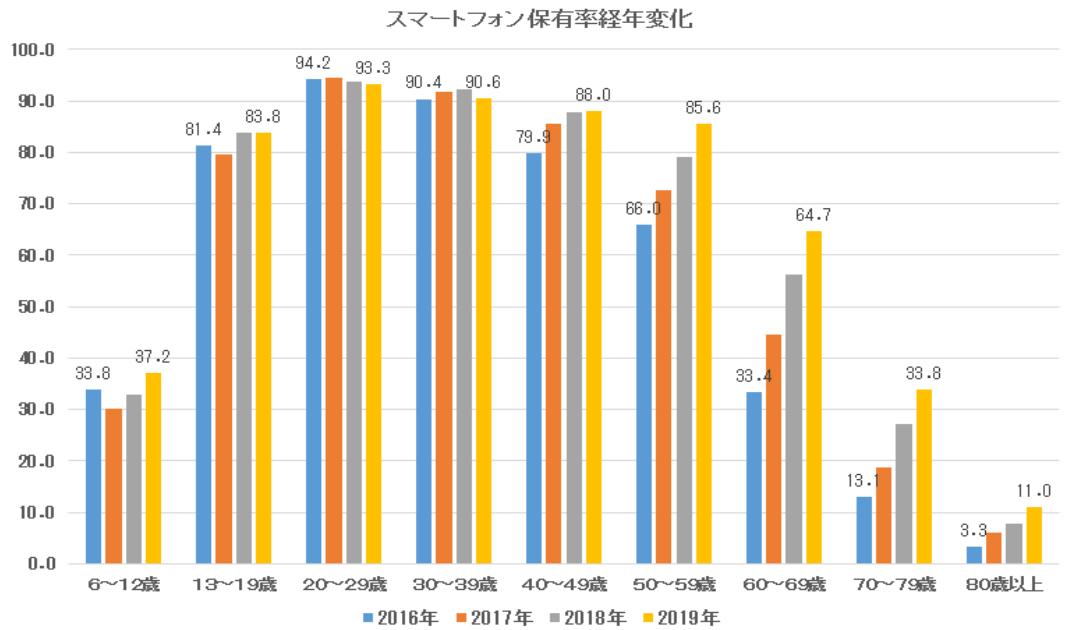
年齢階層別にインターネット利用端末の種類をみると、60歳代までは、パソコンよりもスマートフォンの利用が多く、70歳代以上はパソコンの利用がスマートフォンを上回っている。また、20歳代から50歳代まではスマートフォンの利用が80%を超える。



【出典】令和元年通信利用動向調査報告書 主なインターネット機器の状況（年齢階層別）

(4) 年齢階層別スマートフォン保有率の推移

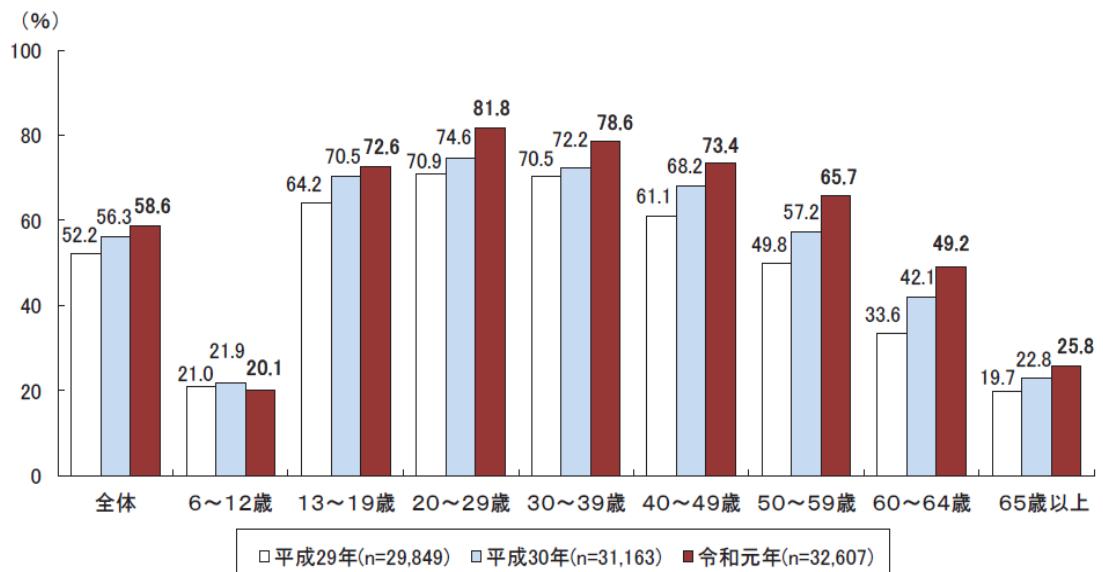
平成28年から令和元年までの4年間でのスマートフォン保有率の推移をみると、高齢者ほど保有率の伸びが高く、60歳から70歳代では倍の伸び、80歳代以上では保有率は低いものの3倍以上の伸びとなっている。



【出典】平成28年から令和元年「通信利用動向調査」データを元にグラフ化

(5) 年齢階層別インターネットSNSを利用する割合の推移

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス、Facebook、Twitter、LINE、mixi、Instagramなど）を利用している人の割合を年齢階層別にみると、13~49歳の各年齢階層で7割以上が利用している。また、60~64歳で半数近く、65歳以上で4人に1人が利用している。

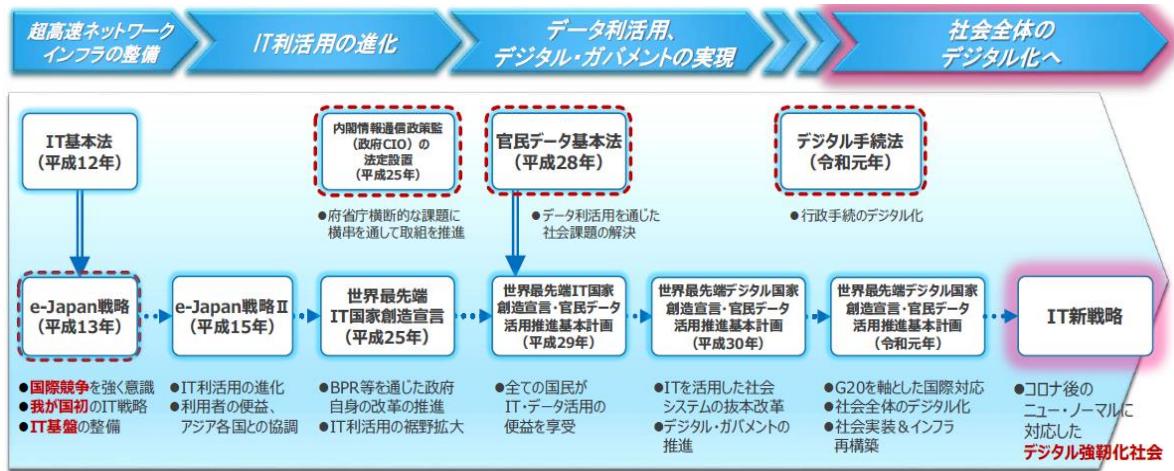


【出典】令和元年通信利用動向調査報告書
インターネットでSNSを利用する人の割合の推移（年齢階層別）

(1) 国のデジタル化動向

- 「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）」が成立（平成12年11月）
- 「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）」が「e-Japan 戦略」を策定（平成13年1月）
- これまで以上に便利な社会の実現に向け「e-Japan 戦略II」を策定（平成15年7月）
- 新たなIT戦略である「世界最先端IT国家創造宣言」を閣議決定（平成25年6月）
- 官民データの利活用のための環境を総合的かつ効率的に整備するための法律「官民データ活用推進基本法」が施行（平成28年12月）
- 「官民データ利活用社会」のモデルを世界に先駆けて構築する観点から「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を閣議決定（平成29年5月）
(その後毎年見直しを行ながら推進)

IT基本法の経緯



「これまでの経緯とIT基本法の概要」

(令和2年10月15日 内閣官房IT総合戦略室 デジタル改革関連法案準備室) より抜粋

官民データ活用推進基本法 平成28年12月14日公布・施行

官民のデータ活用のための環境を総合的かつ効率的に整備することを目的に、データの適正かつ効果的な活用の推進に関し、基本理念を定め、行政手続や民間取引のオンライン化等を目指すとしています。国・県は官民データ活用推進計画を作成することが義務化され。市町村は努力義務とされた。

世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画

平成29年5月30日閣議決定毎年見直し実施

官民データ活用推進基本法に基づき、官民データ活用の推進に関する基本的な計画として策定され、全ての国民がIT利活用やデータ利活用を意識せず、その便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会である「官民データ利活用社会」～データがヒトを豊かにする社会～のモデルを世界に先駆けて構築するとしている。

デジタル・ガバメント推進方針／デジタル・ガバメント実行計画

デジタル宣言・官民データ計画の重点分野の一つである電子行政分野における取組について「デジタル・ガバメント推進方針」(2017年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)を示し、国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直すデジタル・ガバメントの実現を目指すとしている。

また、本方針に基づき、2018年1月には「デジタル・ガバメント実行計画」(2018年7月改訂)を策定し、先端技術の導入により、一人ひとりのニーズに合った形で社会的課題を解決する「Society 5.0」の実現に資するとともに、安心・安全かつ公平・公正で豊かな社会の実現を目指すとしている。

デジタル手続法

令和元年12月13日施行

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等が定められた。

デジタル手続法の主な内容

- 行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、
オンライン実施を原則化（地方公共団体等は努力義務）
- 本人確認や手数料納付もオンラインで実施（電子署名等、電子納付）
- 添付書類の撤廃（行政機関間の情報連携等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、添付を不要とする規定を整備）

(2) 本市の取組状況

本市においては、「官民データ活用基本法」に規定する自治体計画を兼ねた、「金沢市ICT活用推進計画」を平成31年2月に策定し、業務、データ、システムの標準化やクラウド利用の推進等により、経費の削減や職員の事務負担軽減を図るとともに、手続のデジタル化による時間や場所を問わない行政サービス（デジタルファースト）、民間サービスまで含めた手続の一元化（コネクテッド・ワンストップ）、既に提供している情報については再提出不要（ワンスオンリー）等、住民や事業者等がデジタル化の具体的なメリットを実感できる新たな行政サービスの提供により、本市が抱える諸問題の解消や地域課題の解決を図ってきた。

「ICT活用推進計画」の基本方針

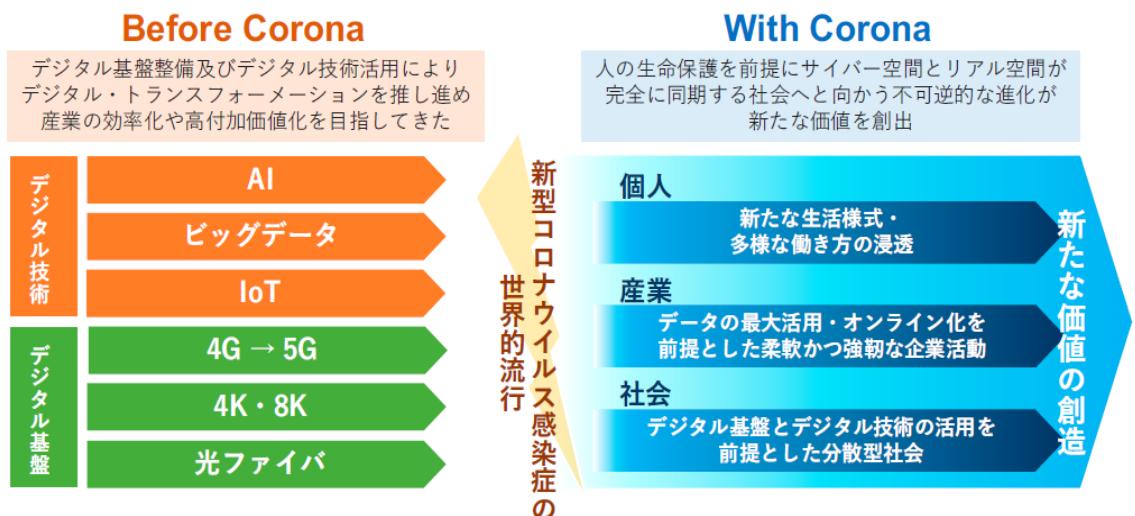
- ① 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組（オンライン化原則）
- ② 官民データの容易な利用等に係る取組（オープンデータの推進）
- ③ 個人番号カード（マイナンバーカード）の普及及び活用に係る取組
- ④ 利用の機会等の格差（デジタルデバイド）の是正に係る取組
- ⑤ 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組
- ⑥ AIやRPAなど先端技術の活用に係る取組
- ⑦ ICT活用や官民データ活用に関する人材育成、普及啓発に係る取組

計画の主な成果

- ・デジタル手続法に基づいた「デジタル行政推進条例」を全国中核市で3番目に制定し、デジタル化を推進
- ・電子申請システムを導入し、電子申請可能手続の拡大(100手続)により市民の利便性を向上
- ・RPA、AI-OCR等の導入による行政内の事務を効率化
(RPA・AI-OCR導入実績 26業務 令和2年度年間換算3,900時間削減)
- ・庁内のWi-Fi環境、フリーアドレスの整備、テレビ会議、ペーパーレス会議システム等によるペーパーレス化の進展
- ・テレワーク導入による働き方改革の進展
- ・シビックテック推進協議会を立ち上げ、マッチング事業やシビック塾などを実施
- ・押印手続きの廃止(1,900手続)
- ・スマートワークプロジェクトによるさらなる働き方改革と事務効率化を推進

2020年新型コロナウィルス感染症が世界的に流行し、この事態に対応するため、いわゆる三密（密閉、密集、密接）を回避し、感染リスクを下げる目的から、不要不急の外出やイベント開催の自粛が呼びかけられたことを受け、テレワークの導入やオンライン教育の実施、さらにはオンライン診療に係る規制の緩和などが行われていった。感染症の拡大を契機として、人の生命保護を前提に社会・経済活動の維持を図り、未曾有の困難を乗り越えていく観点から、これまでオンライン化があまり進まなかった領域においても、デジタル化の波が押し寄せ、情報通信技術は、国民生活や経済活動の維持に必要不可欠な“Essential Tech”として、これまで以上にその重要性が増してきている。

新型コロナ感染症収束後の我が国の社会・経済は、ウイルスの蔓延前とはフェーズを異にする新たな社会・経済へと不可逆的な進化を遂げ、長年にわたる慣行が崩され、デジタル化・リモート化を前提とした活動が定着することで、個人、産業、社会といったあらゆるレベルにおいて変革が生まれ、新たな価値の創造へつながっていくことが期待されている。



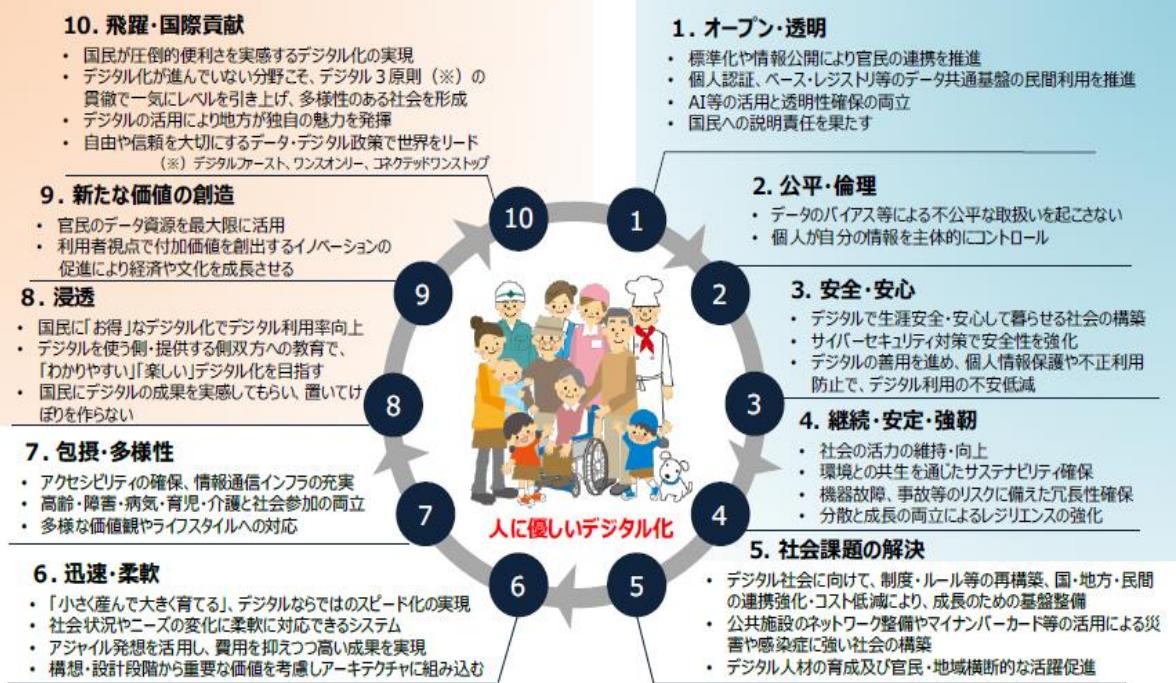
【出典】令和元年通信利用動向調査報告書

デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針

令和2年12月25日閣議決定

デジタル社会の目指すビジョンとして、「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」とし、デジタル社会を形成するため、10の基本原則を大方針として施策を展開することとされた。

デジタル社会を形成するための基本10原則



デジタル改革関連法案ワーキンググループとりまとめ(令和2年11月26日)

2020年改訂版デジタル・ガバメント実行計画

令和2年12月25日閣議決定

デジタル庁設置を見据えた「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を踏まえ、国・地方デジタル化指針を盛り込む等デジタル・ガバメントの取組を加速するものとして、2018年策定のデジタル・ガバメント実行計画が改訂された。

自治体DX推進計画

令和2年12月25日策定

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」の実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であり、自治体として取り組むべき重要事項や体制などが示された。

令和 2 年 12 月 4 日	第 1 回関係課長会議開催
令和 2 年 12 月 18 日	第 2 回関係課長会議開催
令和 2 年 12 月 23 日	第 3 回関係課長会議開催
令和 3 年 1 月 6 日	第 4 回関係課長会議開催
令和 3 年 1 月 22 日	第 5 回関係課長会議開催
令和 3 年 1 月 28 日	第 6 回関係課長会議開催
令和 3 年 2 月 2 日	第 7 回関係課長会議開催
令和 3 年 2 月 8 日	第 8 回関係課長会議開催
令和 3 年 2 月 10 日	第 1 回デジタル戦略推進本部開催
令和 3 年 2 月 15 日	第 9 回関係課長会議開催
令和 3 年 2 月 16 日	第 2 回デジタル戦略推進本部開催
令和 3 年 2 月 16 日	第 10 回関係課長会議開催

A I

Artificial Intelligence（人工知能）の略。コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能のはたらきを人工的に実現するための技術のこと。

AI-OCR

紙に印刷された文字を読み取り、文字をデジタルデータに変換する技術であるOCRに、AI技術を取り入れた処理のこと。

BPR

Business Process Reengineeringの略。既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、利用者の視点に立って、業務プロセス全体について職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計すること。

CIO

Chief Information Officer の略。日本語では「最高情報責任者」「情報システム担当役員」「情報戦略統括役員」などと訳される。企業や行政機関等といった組織において情報化戦略を立案、実行する責任者のこと。

GIGA（ギガ）スクール

「GIGA」とは「Global and Innovation Gateway for All」の略。多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現するために、児童1人に1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することを目標としている文部科学省の教育改革案のことです。

ICT

Information and Communications Technology（情報通信技術）の略。日本ではIT(Information Technology)が同義で使われているが、ITに「Communication(コミュニケーション)」を加えたICTの方が、国際的には定着している。

IoT

Internet of Things(モノのインターネット)の略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した用語。

LPWA

Low Power Wide Area (Network)の略。従来よりも低消費電力、広いカバーエリア、低成本を可能とするIoT時代の無線通信システムのこと。

MaaS

Mobility as a Service の略。出発地から目的地まで、利用者にとっての最適経路を提示するとともに、複数の交通手段やその他のサービスを含め、一括して提供するサービス。

RPA

Robotic Process Automation の略。これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。具体的には、ユーザー・インターフェース上の操作を認識する技術とワークフロー実行を組み合わせ、表計算ソフトやメールソフト、基幹業務システムなど複数のアプリケーションを使用する業務プロセスを自動化する。

SDGs

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略。2015年9月、国連サミットで採択された2030年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）から構成されています。地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓い、発展途上国のみならず、先進国自身の普遍的な取組を推進しています。

SNS

Social Networking Serviceの略。個人間の交流を支援するサービス。

Society5.0

「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）を指す。

Wi-Fi

パソコンやテレビ、スマホ、タブレット、ゲーム機などのネットワーク接続に対応した機器を、無線（ワイヤレス）でインターネットなどに接続する技術のこと。

5G

「超高速」だけでなく、「超低遅延」「多数同時接続」といった特長を持つ新しい移動通信システムのこと。

オープンデータ

「機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ」であり「人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの」のこと。つまり、誰でも許可されたルールの範囲内で自由に複製・加工や頒布などができるデータをいう。商用利用も可。

オンライン

インターネットやLANなどのコンピュータ・ネットワークにつながっている状態のこと。

官民データラウンドテーブル

民間ニーズに即したオープンデータの取組や民間データとの組み合わせを含めた活用を促進することで、データの価値向上と多様なサービスの出現に貢献することを目的として、データ活用を希望する国民や民間企業等と、データを保有する府省庁等が直接対話する場のこと。

サテライトオフィス

企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。

シビックテック

Civic Techとは、Civic（市民）とTech（テクノロジー）を掛け合わせた造語で、市民がテクノロジーを活用して、地域が抱える課題を解決しようとする取り組みや考え方を指す。

スマートワーク

ICTを活用した時間・場所にとらわれない柔軟な働き方のこと。

チャットボット

「チャット」と「ロボット」を組み合わせた造語で「ChatBOT」と表記されることもある。テキストや音声を通じて、自動的に会話するプログラムのこと。

「チャット」は、テキストを使いネット上でやりとりをすること、「ボット」は、人がコンピュータを使って行っていた作業を、ロボットが自動的に実行するプログラムのことを指す。

テレワーク

ICTを活用し、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方のことであり、雇用型と自営型に大別される。雇用型テレワークとは、ICTを活用して、労働者が所属する事業場と異なる場所で、所属事業場で行うことが可能な業務を行うこと（例：在宅勤務、サテライトオフィス勤務、モバイル勤務）をいい、自営型テレワークとは、ICTを活用して、請負契約等に基づき、遠隔で、個人事業者・小規模事業者等が業務を行うこと（例：SOHO、在宅ワーク、クラウドソーシング）をいう。

デジタル・ガバメント

デジタル技術の徹底活用と、行政機関の縦割りや国と地方、官と民という枠を越えた行政サービスの見直しにより、行政のあり方そのものを変革していくことを指す。

デジタル人材

最先端のテクノロジーを活用し、社内外に価値を提供できる人材の総称を表す。

デジタルデバイド

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者の間に生じる格差のこと。

デジタルトランスフォーメーション（DX）

将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネス・モデルを創出・柔軟に改変すること。企業が外部エコシステム（顧客、市場）の劇的な変化に対応しつつ、内部エコシステム（組織、文化、従業員）の変革を牽引しながら、第3のプラットフォーム（クラウド、モビリティ、ビッグデータ／アナリティクス、ソーシャル技術）を利用して、新しい製品やサービス、新しいビジネス・モデルを通して、ネットとリアルの両面での顧客エクスペリエンスの変革を図ることで価値を創出し、競争上の優位性を確立すること。

電子行政

情報通信技術（ICT）を活用して行政機関が本来の目的を円滑に遂行でき、受益者である国民の顧客満足の視点や、財政運営といった経営的な観点からより良い状態に自らを高めていく活動全般を表す言葉。

電子申請

インターネットを利用して、申請・届出などの行政手続をいつでも、どこからでも実現できるようにするもの。

電子申請を利用することで、現在、行政機関の窓口に出向いて紙によって行っている申請・届出などの手続が、自宅や会社のパソコンを使って行えるようになる。

光ファイバー

ガラスやプラスチックの細い纖維でできている、光を通す通信ケーブルのことを指す。

ビッグデータ

ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと。例えば、ソーシャルメディア内のテキストデータ・画像、携帯電話・スマートフォンが発信する位置情報、時々刻々と生成されるセンサデータなどがある。

フリーアドレス

オフィスに個人の固定席を持たず、空いている席をその日の自席として利用するオフィスのあり方のこと

ペーパレス会議

紙の資料を使わずにPDFなどのデジタルデータで資料を共有・閲覧する会議のこと。

金沢市デジタル戦略

令和3年3月 策定

発行 | 金沢市

編集 | 金沢市都市政策局情報政策課

920-8577金沢市広坂1-1-1

TEL 076-220-2014

FAX 076-260-7191

Mail ict@city.kanazawa.lg.jp